静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第54号

静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 附則 附則 28 当分の間、35年以下の期間勤続して退職し 28 当分の間、35年以下の期間勤続して退職し た者(条例第33号附則第5項の規定に該当す た者(条例第33号附則第5項の規定に該当す る者を除く。) に対する退職手当の基本額は、 る者を除く。) に対する退職手当の基本額は、 第3条から第5条の3までの規定により計算 第3条から第5条の3までの規定により計算 した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額と した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額 する。この場合において、第6条の5第1項 とする。この場合において、第6条の5第1 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則 28項」とする。 第28項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年静岡県条例第33号)の一部を 次のように改正する。

改正前 改正後 附 則 附 則 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特 例)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の 静岡県職員の退職手当に関する条例(以下 「旧条例」という。)第7条の3第1項に規定 する公庫等職員(以下「指定法人職員」とい う。)として在職する者のうち、適用日前に職 員から引き続いて指定法人職員となつた者又 は適用日に職員以外の地方公務員等として在 職する者で、指定法人職員又は職員以外の地 方公務員等として在職した後引き続いて職員 となつたものを含む。次項及び附則第7項に おいて同じ。)のうち、適用日以後に新条例第 例)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の 静岡県職員の退職手当に関する条例(以下 「旧条例」という。)第7条の3第1項に規定 する公庫等職員(以下「指定法人職員」とい う。)として在職する者のうち、適用日前に職 員から引き続いて指定法人職員となつた者又 は適用日に職員以外の地方公務員等として在 職する者で、指定法人職員又は職員以外の地 方公務員等として在職した後引き続いて職員 となつたものを含む。次項及び附則第7項に おいて同じ。)のうち、適用日以後に新条例第 3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第18号)の一部を 次のように改正する。

改正前 附 **則**

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、そ の者がこの条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に退職することによりこの条例 による改正後の静岡県職員の退職手当に関す る条例(以下「新条例」という。)の規定によ る退職手当の支給を受けることとなる者をい う。以下同じ。)として退職した場合におい て、その者が施行日の前日に現に退職した理 由と同一の理由により退職したものとし、か つ、その者の同日までの勤続期間及び同日に おける給料月額を基礎として、この条例によ る改正前の静岡県職員の退職手当に関する条 例(以下「旧条例」という。)第3条から第5 条の2まで、第6条及び附則第28項から第30 項まで、附則第9項の規定による改正前の静 岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例(昭和37年静岡県条例第53号。以 下この項及び附則第4項において「条例第53 号」という。)附則第10項、附則第10項の規定 による改正前の静岡県職員の退職手当に関す る条例の一部を改正する条例(昭和43年静岡 県条例第50号。以下この項及び附則第4項に おいて「条例第50号」という。)附則第3項、 附則第11項の規定による改正前の静岡県職員

改正後

附則

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、そ の者がこの条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に退職することによりこの条例 による改正後の静岡県職員の退職手当に関す る条例(以下「新条例」という。)の規定によ る退職手当の支給を受けることとなる者をい う。以下同じ。)として退職した場合におい て、その者が施行日の前日に現に退職した理 由と同一の理由により退職したものとし、か つ、その者の同日までの勤続期間及び同日に おける給料月額を基礎として、この条例によ る改正前の静岡県職員の退職手当に関する条 例(以下「旧条例」という。)第3条から第5 条の2まで、第6条及び附則第28項から第30 項まで、附則第9項の規定による改正前の静 岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例(昭和37年静岡県条例第53号。以 下この項及び附則第4項において「条例第53 号」という。)附則第10項、附則第10項の規定 による改正前の静岡県職員の退職手当に関す る条例の一部を改正する条例(昭和43年静岡 県条例第50号。以下この項及び附則第4項に おいて「条例第50号」という。)附則第3項、 附則第11項の規定による改正前の静岡県職員

の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例(昭和48年静岡県条例第33号。以下この項 及び附則第4項において「条例第33号」とい う。)附則第5項から第8項まで、第14項及び 第16項並びに附則第12項の規定による改正前 の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例(平成15年静岡県条例第54 号。以下この項及び附則第4項において「条 例第54号」という。)附則第4項の規定により 計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の 者であって、傷病若しくは死亡によらずにそ の者の都合により又は公務によらない傷病に より退職した者にあっては、その者が旧条例 第5条の規定に該当する退職をしたものとみ なし、かつ、その者の当該勤続期間を35年と して旧条例附則第28項の規定の例により計算 して得られる額) にそれぞれ100分の87 (当該 勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷 病又は死亡によらずにその者の都合により退 職したもの及び37年以上42年以下の者で公務 によらない傷病により退職したものを除く。) にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、 新条例第2条の4から第5条の3まで、第6 条から第6条の5まで及び附則第28項から第 30項まで、附則第6項、附則第7項、附則第 9項の規定による改正後の条例第53号附則第 10項、附則第10項の規定による改正後の条例 第50号附則第3項、条例第33号附則第5項か ら第8項まで、第14項及び第16項並びに条例 第54号附則第4項の規定により計算した退職 手当の額(以下「新条例等退職手当額」とい う。)よりも多いときは、これらの規定にかか わらず、その多い額をもってその者に支給す べきこれらの規定による退職手当の額とす る。

の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例(昭和48年静岡県条例第33号。以下この項 及び附則第4項において「条例第33号」とい う。)附則第5項から第8項まで、第14項及び 第16項並びに附則第12項の規定による改正前 の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例(平成15年静岡県条例第54 号。以下この項及び附則第4項において「条 例第54号」という。)附則第4項の規定により 計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の 者であって、傷病若しくは死亡によらずにそ の者の都合により又は公務によらない傷病に より退職した者にあっては、その者が旧条例 第5条の規定に該当する退職をしたものとみ なし、かつ、その者の当該勤続期間を35年と して旧条例附則第28項の規定の例により計算 して得られる額) にそれぞれ100分の83.7 (当 該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で 傷病又は死亡によらずにその者の都合により 退職したもの及び37年以上42年以下の者で公 務によらない傷病により退職したものを除 く。) にあっては、104分の83.7) を乗じて得た 額が、新条例第2条の4から第5条の3ま で、第6条から第6条の5まで及び附則第28 項から第30項まで、附則第6項、附則第7 項、附則第9項の規定による改正後の条例第 53号附則第10項、附則第10項の規定による改 正後の条例第50号附則第3項、条例第33号附 則第5項から第8項まで、第14項及び第16項 並びに条例第54号附則第4項の規定により計 算した退職手当の額(以下「新条例等退職手 当額」という。)よりも多いときは、これらの 規定にかかわらず、その多い額をもってその 者に支給すべきこれらの規定による退職手当 の額とする。

附則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。